

任期制の教育職員に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年6月13日法律第82号）の規定に基づき、東京家政大学、東京家政大学短期大学部（以下「本学」という。）に任期（以下「雇用期間」という。）を定めて雇用する教育教員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における教育教員とは、雇用期間を定めて雇用する期限付教育職員、特任教育職員、看護臨床講師、専任研究員（以下「専任教育職員（任期あり）」という。）及び非常勤講師、客員教授（以下「非常勤教育職員」という。）をいう。

2 前項以外の目的により雇用する教育職員（以下「専任教育職員（任期なし）」という。）については、「学校法人渡辺学園就業規則」に定める。

（対象職名、所属組織、身分、雇用期間、学内関連規程等）

第3条 専任教育職員（任期あり）、非常勤教育職員の対象職名、所属組織、身分、雇用期間、学内関連規程等は、別表のとおりとする。

（契約更新）

第4条 専任教育職員（任期あり）の雇用期間の更新に関して、本学が必要と認めた場合の契約更新に関する事項は、別表に定めるほか、別表に示す学内関連規程等において定める。この場合の契約更新とは、当該雇用期間の上限年数に達し、同一職に引き続き雇用されることをいう。

2 前第2条第2項に定める専任教育職員（任期なし）を採用する必要がある時は、雇用期間の上限年数または契約更新の上限回数に到達する者を含めた候補者の中から選考することができる。

（規程の適用）

第5条 この規程に定めのない事項は、別表に示す学内関連規程等において定める。

（規程の公表）

第6条 この規程は、本学のホームページ等に掲載して広く周知を図るものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経た後、学長、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条および第4条、第5条関係）

対象職名	所属組織	身分	雇用期間 (上限)	契約更新 に関する 事項	学内関連規程等
期限付教授	各学科 各学環 各科 グローバル教育センター	専任教育職員 (任期あり)	3年	更新は1回に限り 可能とし、雇用期 間は1年とする	期限付教育職員（大学、短期大 学部）の雇用規程 期限付教育職員（助教は除く） の採用、所属、担当業務等の取 扱いに関する内規
期限付准教授	各学科 各学環 各科 グローバル教育センター	専任教育職員 (任期あり)	3年	更新は1回に限り 可能とし、雇用期 間は1年とする	期限付教育職員（大学、短期大 学部）の雇用規程 期限付教育職員（助教は除く） の採用、所属、担当業務等の取 扱いに関する内規
期限付講師	各学科 各学環 各科 グローバル教育センター	専任教育職員 (任期あり)	3年	更新は1回に限り 可能とし、雇用期 間は1年とする	期限付教育職員（大学、短期大 学部）の雇用規程 期限付教育職員（助教は除く） の採用、所属、担当業務等の取 扱いに関する内規
期限付助教	各学科 各学環 各科 全学共通教育推進 部 教職センター	専任教育職員 (任期あり)	3年	更新は2回まで可能 とし、雇用期間は 1年とする (最大2年間)	期限付助教に関する規程
期限付助手	各学科 各学環 各科 全学共通教育推進 部 教職センター	専任教育職員 (任期あり)	1年 2年 3年	更新は2回まで可能 とし、雇用期間は1 年とする。(最大2 年間)	期限付助手に関する規程
特任教授	各学科 各学環 各科 全学共通教育推進 部 教職センター グローバル教育センター	専任教育職員 (任期あり)	特任教授A 3年 特任教授B,C は別に定め る	特任教授A 更新は2回まで可能 とし、雇用期間は 1年とする (最大2年間) 特任教授B,Cは 別に定める	特任教員に関する規程
特任准教授	各学科 各学環 各科 全学共通教育推進 部 教職センター グローバル教育センター	専任教育職員 (任期あり)	特任准教授A 3年 特任准教授 B,Cは別に定 める	特任准教授A 更新は2回まで可能 とし、雇用期間は 1年とする (最大2年間) 特任准教授B,Cは 別に定める	特任教員に関する規程

特任講師	各学科 各学環 各科 全学共通教育推進部 教職センター グローバル教育センター	専任教育職員 (任期あり)	特任講師A 3年 特任講師B, C は別に定める	特任講師A 更新は2回まで可能 とし、雇用期間は 1年とする (最大2年間) 特任講師B, Cは 別に定める	特任教員に関する規程
看護臨床講師	看護学科	専任教育職員 (任期あり)	3年	更新は3回まで可能 とし、雇用期間は 1年とする。 (最大6年間)	看護臨床講師に関する規程
専任研究員	研究所	専任教育職員 (任期あり)	3年	再任は妨げない。	東京家政大学生活科学研究所規程 東京家政大学女性未来研究所規程
非常勤講師	各学科 各学環 各科 研究科 全学共通教育推進部 教職センター グローバル教育センター	非常勤教育職員	1年以内ただし、年度を超えて雇用することはできない。	更新可能とする。 ただし、原則として無期労働契約転換申込のない者は本学での通算契約期間が5年を超えない期間とする。	学校法人渡辺学園非常勤者 勤務規程 学校法人渡辺学園大学・短大非常勤講師の無期転換及び労働条件に関する規程 非常勤講師の労働契約法適用への変更に伴う採用、契約更新等に関する取扱内規
客員教授	研究科	非常勤教育職員	1年	必要な期間、更新可能とする。	東京家政大学客員教授制 設置内規